

○総務省告示第九号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第三条第一項に規定する総務大臣の定める区分は、次の表の上欄に掲げる区分とし、同項に規定する総務大臣の定める額は、当該区分に応じ同表の下欄に定める額とし、令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に締結される調達契約について適用する。

令和二年一月二十四日

総務大臣 高市 早苗

区分	額
物品等の調達契約	三千万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	二十三億円
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービス	二億三千万円
その他の技術的サービスの調達契約	
特定役務のうち右記以外の調達契約	三千万円